

(別紙)

裁判所の庁舎等の管理に関する規程

昭和43年6月10日最高裁判所規程第4号

改正 昭和43年10月30日最高裁判所規程第6号

(趣旨及び運用)

第一条 この規程は、裁判所の用に供する建物及び土地並びにこれらに附帯する工作物その他の施設(以下「庁舎等」という。)における秩序の維持及び災害の防止等(以下「管理」という。)について、必要な事項を定めることを目的とし、秩序の維持については、とくに、裁判の公平に対する国民の信頼及び裁判所の威信と品位とを保持するよう運用しなければならない。

(管理者)

第二条 庁舎等の管理をする者(以下「管理者」という)は、最高裁判所にあつては最高裁判所事務総局経理局長、高等裁判所にあつては高等裁判所事務局次長、地方裁判所(管轄区域内の簡易裁判所を含む。)にあつては地方裁判所長、家庭裁判所にあつては家庭裁判所長とする。

2 同一の庁舎等に二人以上の管理者がある場合の管理の区分は、当該管理者が協議して定めなければならない。

3 管理者に差支えがあるときは、最高裁判所にあつては最高裁判所事務総局経理局長、高等裁判所にあつては高等裁判所事務局次長が、地方裁判所(管轄区域内の簡易裁判所を含む。)又は家庭裁判所にあつては、司法行政事務について地方裁判所長又は家庭裁判所長を代理する職員が、管理者の職務を代理する。

4 管理者は、必要があると認めるときは、当該裁判所(地方裁判所にあつては管轄区域内の簡易裁判所を含む。)の職員にその事務の一部を委任し、又は代理させることができる。

(昭四三最裁程六・一部改正)

(職員の義務)

第三条 職員は、管理者が庁舎等の管理のため必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(門扉の開閉、施錠等)

第四条 管理者は、門扉の開閉、施錠、鍵の保管、守衛の配置及び巡視に関し必要な事項を定めなければならない。

(変電室等への立入り禁止)

第五条 管理者は、変電室、汽かん室、電話交換室、守衛室、宿直室、車庫、倉庫その他管理者が指定する場所に、当該関係職員以外の者をみだりに立ち入らせてはならない。

(車両の通行制限等)

第六条 管理者は、庁舎等において自動車その他の車両の通行又は駐車をさせてはならない。ただし、管理者が相当と認めるときは、その通行又は駐車を許可することができる。

(物品の販売等)

第七条 管理者は、庁舎等において物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をさせてはならない。ただし、管理者が相当と認めるときは、その行為を許可することができる。

(目的外使用)

第八条 管理者は、前二条に定める場合のほか、庁舎等をその目的以外の目的のために使用させてはならない。ただし、管理者が相当と認めるときは、その使用を許可することができる。

(許可条件)

第九条 管理者は、前三条の許可をする場合において、条件を付することができる。

(掲示)

第十条 管理者は、庁舎等において広告物、びら、ポスター、立看板その他これらに類する物の掲示(展示を含む。以下同じ。)をさせてはならない。ただし、管理者が相当と認めるときは、その掲示を許可することができる。

2 前項の許可は、管理者が掲示の場所及び期間を指定して行なう。

3 管理者は、第一項に掲げる物が許可を受けずに掲示されたとき、又は前項の指定に違反して掲示されたときは、掲示をした者に対し、その撤去を命じなければならない。

4 管理者は、第一項に掲げる物を掲示した者が前項の命令に従わないとき、その者若しくはその所在が判明しない等のため前項の命令をすることができないとき、又は緊急の必

要があると認めるときは、これを撤去しなければならない。

(立入りの制限等)

第十一条 管理者は、庁舎等の管理のため必要があると認めるときは、庁舎等又はその内部の室に立ち入ろうとする者に対し、その人数、時間若しくは場所を制限し、又は立入りを禁止する等必要な措置を講じなければならない。

(退去命令等)

第十二条 管理者は、庁舎等において次の各号の一に該当する者に対し、その行為若しくは庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない。ただし、管理者が第九号又は第十号に該当する者に対し、庁舎等の管理に支障がないものと認め、その行為を許可した場合は、この限りでない。

- 一 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- 二 職員に面会を強要する者
- 三 立入りを禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとする者
- 四 放歌高唱し、若しくはねり歩き、又はこれらの行為をしようとする者
- 五 宣伝カーを持ち込み、又は持ち込もうとする者
- 六 座り込み若しくは通行の妨害になるような行為をし、又はしようとする者
- 七 寄附を強要し、又は押売りをする者
- 八 裁判所の禁止に反し写真機、録音機その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- 九 旗、のぼり、プラカード、拡声機その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- 十 はちまき、ゼッケン、腕章その他これらに類する物を着用する者
- 十一 前各号に掲げる者のほか、庁舎等の管理に支障がある行為をし、又はしようとする者

2 管理者は、庁舎等の管理のため必要があると認めるときは、庁舎等において、文書、図画、びらその他これらに類する物を頒布し、又は頒布しようとする者に対し、その行為若しくは庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない。

3 第九条の規定は、第一項ただし書の許可をする場合に準用する。

(撤去命令等)

第十三条 管理者は、庁舎等にある次の各号に掲げる物について、その所有者又は所持者に対し、その撤去又は搬出を命じなければならない。ただし、第四号又は第五号に掲げる物について、管理者が庁舎等の管理に支障がないものと認めた場合は、この限りでない。

- 一 銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- 二 宣伝カー
- 三 裁判所から持込みを禁止された写真機、録音機その他これらに類する物
- 四 旗、のぼり、プラカード、拡声機その他これらに類する物
- 五 はちまき、ゼッケン、腕章その他これらに類する物
- 六 前各号に掲げる物のほか、庁舎等の管理に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがある物

2 管理者は、庁舎等の管理のため必要があると認めるときは、庁舎等にある第十二条第二項に掲げる物について、その所有者又は所持者に対し、その撤去又は搬出を命じなければならない。

3 管理者は、第一項各号及び前項に掲げる物の所有者又は所持者が前二項の命令に従わないとき、これらの者若しくはその所在が判明しない等のため、前二項の命令をすることができないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、これを撤去し、又は搬出しなければならない。

(火気の使用等)

第十四条 管理者は、庁舎等において、管理者の定める場所以外の場所で火気を使用させてはならない。ただし、管理者が相当と認めるときは、その使用を許可することができる。

2 第九条の規定は、前項ただし書の許可をする場合に準用する。

(設備の保安措置)

第十五条 管理者は、電気設備、ガス設備、汽かん設備、昇降機設備等について、保安の措置を講じなければならない。

(消防設備等の整備)

第十六条 管理者は、庁舎等に適応する消火器、消火栓その他の消防の用に供する機械器具、避難器具及び救命器具の整備に努め、定時又は随時に点検を行なわなければならない。

い。

(災害等の通報)

第十七条 管理者は、火災、盗難その他の災害及び非常事態の発生の際における通報に関し必要な事項を定めなければならない。

(清掃等)

第十八条 管理者は、庁舎等の清掃及び清潔保持に努めなければならない

(管理に関する必要な事項の定め)

第十九条 管理者は、この規程に定めるもののほか、庁舎等の管理に関し必要な事項を定めることができる。

附則

(施行期日)

この規程は、昭和四十三年六月二十日から施行する。

附則(昭和四三年一〇月三〇日最高裁判所規程第六号)

この規程は、昭和四十三年十月三十日から施行する。